

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	基盤整備
② 事業名	1. 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算 （平成26年度以前は緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施）
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> （内線：2849）
⑤ 事業目的	介護従事者の確保・定着に向けて地域の関係主体の参画・連携を推進する。
⑥ 事業内容	<p>都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、</p> <p>①施策の検討に当たっては事前調査・関係者へのヒアリング等の実施、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、PTA、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等（認知症に関する取組を推進する官民協働による協議会（地方版認知症官民協議会）を含む））を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善、認知症施策等に関する取組の計画立案を行うとともに、</p> <p>②検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進、</p> <p>③施策の実施にあたっては、横断的な施策の総合調整の実施や介護ロボットやICTなど専門的な知識を必要とする施策に係る有識者からの助言などの経費に対して助成する。</p> <p>なお、介護分野で働く看護職員、PT、OT、ST等の確保・定着へ向けた取組も対象となる。</p>
⑦ 事業例 （事業の取り組み例）	<p>○介護従事者の確保・定着へ向けた普及啓発・情報提供・人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案。</p> <p>○行政や職能団体や事業者団体の連携・協働の醸成の場の提供。</p> <p>○「都道府県における介護人材の需給推計」に関するデータの収集、検討。</p>
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県、介護事業者団体等
⑨ 特記事項 （事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載）	協議会等で検討された各種人材確保に係る対策を事業として実施する場合は、本事業ではなく、その内容に応じて基金の他のメニュー等を活用すること。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区 分	基盤整備
② 事業名	2. 市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業
③ 基金開始時期	令和2年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	都道府県における総合的な方針のもと、介護現場により身近な市区町村において介護人材確保の取組が推進できるよう、市区町村において、関係機関や団体との連携を図りつつ、地域の課題に応じた効果的な施策が展開できるよう介護人材確保の基盤（プラットフォーム）を構築することを支援
⑥ 事業内容	市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等のための経費に対して、その費用の一部を助成する。 対象経費については、協議会等の立ち上げや関係団体との調整等を行う人件費（本事業に係るものに限る）、協議会等の開催に要する経費、謝金、旅費等を想定しているが、具体的な範囲は他の基金メニューと同様に都道府県が設定できるものとする。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	○介護従事者の確保・定着へ向けた普及啓発・情報提供・人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案。 ○行政や職能団体や事業者団体の連携・協働の醸成の場の提供。 ○市区町村における介護人材の過不足の状況や今後の見通しに関する情報の収集、調査等。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	市区町村
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	協議会等で検討された各種人材確保に係る対策を事業として実施する場合は、本事業ではなく、その内容に応じて基金の他のメニューや地域支援事業等の他の補助金又は市町村単独事業などを組み合わせて効果的に実施することを想定している。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	基盤整備
② 事業名	3. 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施等事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	<p>介護人材の確保のためには、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を総合的に行う必要があるが、多様な施策（例えば、介護のイメージアップ）を実施したとしても、入職後の介護事業者の実体が伴わなければ、かえって介護職離れを加速する可能性もあり、介護事業者が意識と実態を改革していくことが必要。</p> <p>こうした改革のためには、介護事業者が介護人材確保のための計画を策定するとともに、個々の事業者の取組状況を求職者等から「見える化」し、優良な事業者とそうでない事業所の差別化を進め、介護事業者の意識改革を促す必要があり、介護事業者の認証評価制度を構築する。</p>
⑥ 事業内容	介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	都道府県による、介護人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の運営に要する経費（事業の運営（評価基準の設計、実際の評価事務）・事業の周知）を支援。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	介護事業者団体等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	<b>本事業は、別に定める「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」（社援基発0401第2号平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に基づき、実施するものとする。</b>

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	基盤整備
② 事業名	3. 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施等事業 (旧: 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業)
③ 基金開始時期	平成27年度補正予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール: <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線: 2849)
⑤ 事業目的	今後の介護人材の確保・定着を図る上で、介護事業者の雇用管理改善の推進を図ることは重要な課題。都道府県において優良な取組を行う介護事業者のコンテスト・表彰を実施しベストプラクティスの横展開を図る。
⑥ 事業内容	介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に対し助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	○有識者等により評価の方法等について検討し、他の事業所の参考となる雇用管理改善の取組を行っている介護事業所を表彰する。 ○認証・評価制度を活用した(事業スキーム等について検討中の都道府県においては、制度設計を視野に入れた)優良な雇用管理改善の取組のコンテスト・表彰の実施。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	4. 地域における介護のしごと魅力発信事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算 (平成26年度以前は緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施)
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	介護職については肯定的なイメージもある一方で、「夜勤などがあり、きつい仕事」、「給与水準が低い仕事」、「将来に不安がある仕事」など、一面的な見方が流布され、マイナスイメージが生じており、人材の参入の阻害要因となっているとの指摘があるため、介護の魅力を発信していく必要がある。
⑥ 事業内容	「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための図書やパンフレット等の情報発信ツールの購入・配布等にかかる経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の介護事業者団体の業種横断連合（コンソーシアム）が行う、地域住民に対する新たな「介護ブランド」の情報発信</li> <li>○介護事業者や介護養成施設による、小中学校・高校等へ訪問し又は地域の生徒等を集めて行うイントロダクション的な研修</li> <li>○介護事業所の職員が介護技術を発表し、競うコンテストの開催</li> <li>○介護体験をメインとした地域住民へのセミナー等のイベント</li> <li>○家族介護者の会の主催による介護に係る情報交換や介護体験イベント</li> <li>○介護福祉士養成施設や福祉系高校のプレゼンス向上の観点も含め、地域住民への介護に係る基礎的な研修を実施し、もって地域住民の地域包括ケアへの参画を推進</li> <li>○学生が作成するフリーペーパー、主婦層が作成するミニコミ紙等の周知・広報</li> <li>○地域の商店街等が主催する若者、介護職員、高齢者との交流活動</li> </ul>
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	介護事業者団体、家族介護の会、商店街等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	5. 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	<p>生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護人材確保のためには、若者に選ばれる業界になるとともに、女性や中高年齢者層など「すそ野の拡大」による参入促進を進めることが重要。そのため、多くの地域住民に「介護の魅力」を知ってもらうのみならず、実際に介護の現場で「介護の仕事」に触れてもらうことで、介護への入職の契機としてもらう必要がある。</p> <p>なお、介護人材確保対策を継続する必要がある中、小中学生の段階で「介護」を職業として認知してもらうことは将来の職業選択の際に有効と考えられる。</p>
⑥ 事業内容	<p>将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。</p>
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>○介護事業所に小中学生、高校生、大学生を招いて行う職場体験事業（事業所の準備経費）。</p> <p>○NPO等が行う介護ボランティア事業への主婦、高齢者等の参加促進（事業所の準備経費、有償ボランティア経費相当分の支給）。</p>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	介護事業所、福祉人材センター等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	5. 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業 (旧. 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進)
③ 基金開始時期	平成29年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール: <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線: 2849)
⑤ 事業目的	平成28年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」の附帯決議において、「将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。」と決議されたことを踏まえ、介護事業所における学生のインターンシップ等の実施を促進する。
⑥ 事業内容	高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費に対し助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	事業実施団体が教育委員会等と連携し、学校がインターンシップに係る事前指導・指導の働きかけを行うとともに、受入先の介護事業所へ費用(指導に当たる職員の賃金、クリーニング代や保険料等)、事業所までの交通費等の助成を実施する。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	6. 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業 イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課地域包括ケア推進係 メール <a href="mailto:hokatsu-care@mhlw.go.jp">hokatsu-care@mhlw.go.jp</a> (内線：3986)
⑤ 事業目的	各市町村では、高齢者が地域で暮らす上で必要な生活支援サービスの充実や、生きがいや役割をもって生活できるよう社会参加活動の促進を図るため、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置をとおして、生活支援・社会参加活動に関連する地域の <b>多様な主体</b> と連携し、 ・高齢者のニーズ把握やそれを充足させるための手段の検討 ・地域の団体間の情報共有や <b>連携体制構築等のネットワークづくり</b> ・地域の生活支援等に係る取組の担い手の育成 等 に取り組んでいる。 しかしながら、例えば民間企業等の地域の多様な主体は <b>必ずしも市町村単位などの行政区画を意識して活動しているわけではないなど、医療・介護・福祉以外の様々な分野との連携にあたって単独の市町村だけでは対応が困難なこともあり、国や都道府県による支援が重要</b> である。 そこで、本事業では、広域的な観点から市町村の <b>生活支援体制の整備</b> を支援するため、都道府県において生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築や、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村を
⑥ 事業内容	<b>&lt;生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築&gt;</b> ○高齢者の生活 <b>に関わる様々な分野の多様な主体（民間企業・協同組合・団体等）</b> により構成されるプラットフォームを構築し、市町村や生活支援コーディネーター・協議体の活動と地域の多様な主体との活動をつなげるための広域的支援を行う。 <b>&lt;担い手の養成&gt;</b> ○介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの訪問介護員等以外の従事者の養成 ○移動（輸送）サービスや配食サービスに従事する者の養成 ※単独の市町村で実施できる担い手の養成は、地域支援事業で実施
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<b>&lt;生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築&gt;</b> ○ <b>地域の多様な主体やそれらを束ねる都道府県組織のリスト作成、市町村職員や生活支援コーディネーター・協議体の構成員等を参加者とする研修会やシンポジウム等の開催、多様な主体による取組事例集の作成等により</b> それぞれの取組の情報共有等を図る。 ○多様な主体と行政が連携するにあたって必要な情報を継続的に提供するため、両者の取組内容等を掲載したHP等を作成する。 <b>&lt;担い手の養成&gt;</b> ○介護予防・日常生活支援総合事業における <b>多様な主体</b> による訪問型サービスの従事者養成研修 …旧訪問介護員養成研修3級過程（50時間）相当 ○広域的な移動（輸送）サービス従事者養成研修 …福祉車両の特性、乗降時の介助等 ○広域的な配食サービスの調理・配送に係る従事者養成研修
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県、市町村（規模が大きな市町村であって周辺の市町村と合同で実施）
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築にあたっては、厚生労働省老人保健健康増進等事業にて作成された「 <b>都道府県プラットフォームの手引き</b> 」も <b>参照</b> 。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	6. 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業 □ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業
③ 基金開始時期	令和2年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課予算係 メール： <a href="mailto:shinkou-yosan@mhlw.go.jp">shinkou-yosan@mhlw.go.jp</a> (内線：3935)
⑤ 事業目的	地域の支え合い・助け合い活動の立ち上げや活動の継続・活性化、 <b>介護予防・日常生活支援総合事業の実施</b> を支援する。
⑥ 事業内容	老人クラブなど、互助の取組を行う団体が、構成員の高齢化等により、会計処理、事業報告、補助金申請などの事務作業ができないために活動の継続、 <b>総合事業の実施</b> が難しい場合、事務手続き等に詳しい者（企業退職者、事務経験のある者、税理士、社会保険労務士等（※））が、「事務お助け隊」として事務作業をサポートするための経費に対して助成する。 ※資格等に関わらず、自身の経験で得られたスキルやノウハウを活かして社会貢献を希望する者など
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○互助団体の活動継続、<b>総合事業の実施</b>に必要な各種書類作成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計処理、事業報告書、補助金申請書、広報誌等の作成をサポート</li> </ul> </li> <li>○互助団体の事務の効率化、事務負担の軽減につながる助言等             <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰でも対応ができる簡易な事務マニュアルの作成支援、事務負担軽減につながる機器（パソコン等）の活用方法の指導 等</li> </ul> </li> <li>○互助団体と「お助け隊メンバー」のマッチング             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事務お助け隊」の募集、連絡・管理</li> <li>・団体の困りごとに対応できる「事務お助け隊」のメンバーを選定 など</li> </ul> </li> <li>○その他、互助団体の活動継続・活性化、<b>総合事業の実施</b>に必要な支援</li> </ul> <p>※補助額、要件等については都道府県が設定。          ※都道府県・市区町村老人クラブ連合会や関係団体への委託、市区町村の直接実施など地域の実情に応じて柔軟に実施可能          (例) ・実施を希望する市区町村に1ヶ所事務お助け隊を設置                ・市区町村老連の職員（臨時職員等を含む）が単位老人クラブの支援を行い、その掛かり増し経費に対して補助                ・中間支援団体が、お助け隊を募集・管理し、困っている団体に派遣調整などのマッチングを行う経費への補助</p>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県(委託可)、市町村(委託可)、都道府県・市区町村老人クラブ連合会、ボランティア団体等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助額、対象経費は都道府県で設定するが、パソコンなどの資産を形成する物品の購入については補助対象外。</li> <li>○老人クラブ以外にもNPOなど高齢者の日常生活を支援する互助団体、ボランティア団体であれば支援の対象。</li> <li>○老人クラブ活動に係る各種書類は、単位老人老人クラブにおいて作成することが基本であるため、本事業で全ての老人クラブを支援することは想定していない。事務処理に困っている団体が多い場合は、市区町村に提出する書類の簡素化等についても併せて検討が必要。</li> </ul>

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	6. 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業 ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業
③ 基金開始時期	令和2年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課予算係 メール： <a href="mailto:shinkou-yosan@mhlw.go.jp">shinkou-yosan@mhlw.go.jp</a> (内線：3935)
⑤ 事業目的	○ボランティアポイントを活用することで、介護分野の各種研修やボランティア活動へのインセンティブを拡大し、若者層、中年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の社会参加・就労的活動を推進するとともに介護現場での更なる活躍につなげ、介護人材の裾野を拡大する。 ※現行制度で実施されている介護予防に資する高齢者向けのボランティアポイント制度の仕組みを参考。 ※この取組を通じて、様々な年齢層の介護分野での社会参加や就労的活動を推進し、最終的には介護職として介護現場での更なる活躍（ステップアップ）も視野に入れた事業を推進。
⑥ 事業内容	若者層、中年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労的活動を推進するための経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	○実施主体：都道府県（市町村への補助を想定） ○ポイント付与の対象：若者、中年齢者、子育てを終えた者、高齢者等。認知症の人も対象。 ○対象事業： ①都道府県等が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講 ②高齢者の通いの場、認知症カフェや介護施設等での介護の周辺業務（清掃、配膳、見守り等）などのボランティア活動 ※ポイントの対象となる研修や活動は都道府県が設定。高齢者等を支えるための担い手を養成するための研修であり都道府県が必要と判断するものであれば広く対象として差し支えない ※R2から地域支援事業の対象となるチームオレンジのメンバーの活動に対しても、当該ポイントの付与が可能。 ※ポイントの付与やボランティアと活動場所とのマッチング等具体的な実施方法については、現行の地域支援事業で実施されている仕組みの活用を想定。（市区町村から社協等への委託等）。基金と地域支援事業の経費を切り分けることにより、両施策を一体的に実施することも可能。
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県（委託可）、市区町村（委託可）
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	※地域支援事業における介護予防を目的としたボランティアポイントと同時に実施する場合、一体的にポイントの管理、活動場へのマッチングを行うことは可能（共通経費は登録者数の多い制度に計上） ※ポイントの取扱については、現行の地域支援事業の取扱と同様の取扱とする。なお、本事業の創設に伴い、現行の地域支援事業のボランティアポイントの運用の変更はない。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区 分	参入促進
② 事業名	7. 介護未経験者に対する研修等支援事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課人材研修係 (内線：3936) メール：shinkou-jinzai@mhlw.go.jp 社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係(介護福祉士関係) (内線：2849) メール：kaigomokuhyo@mhlw.go.jp
⑤ 事業目的	介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成する。
⑥ 事業内容	他業種からの再就業・定着促進のため、介護関係の資格を有しない中途採用による初任段階の介護職員に対する介護職員初任者研修等に係る経費を支援する（他制度において支援を受けている者は除く）。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	介護事業所が、所属する初任段階の介護職員を介護職員初任者研修や生活援助従事者研修に受講させるために負担する受講料に対し、支援を実施する。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	介護施設・事業所
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	7. 介護未経験者に対する研修等支援事業 (旧. 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業)
③ 基金開始時期	平成27年度補正予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	訪問介護職員等の確保。
⑥ 事業内容	都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	○介護業務への就労を希望する無資格の者を対象として、資格取得を支援。 ○働きながら、初任段階の介護職員が介護職員初任者研修等を受講する費用等を助成。
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県、福祉人材センター等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	○働きながら研修を受講する者の賃金等人件費は対象外とする。ただし、初任者研修修了後に訪問介護員として従事することが可能となる訪問介護事業所等(※)に訪問介護員として従事することを見据えた上で、当該訪問介護事業所等に所属しながら、初任者研修等を受講する場合、初任者研修等受講開始から修了までの期間に限って対象可能(最大6ヶ月間)とする。この際、事業内容を精査するため、事業計画に詳細な支援内容(研修種別、経費の種類、期間、従事するサービス種別等)を記載すること。 ※ 訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護・看護

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区 分	参入促進
② 事業名	7. 介護未経験者に対する研修等支援事業 (旧. 生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業)
③ 基金開始時期	平成30年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課人材研修係 メール: <a href="mailto:shinkou-iinzai@mhlw.go.jp">shinkou-iinzai@mhlw.go.jp</a> (内線: 3936)
⑤ 事業目的	訪問介護分野における介護人材のすそ野の拡大を推進するため、訪問介護(生活援助中心型)のサービスに従事する者に必要な知識等を習得するための研修を導入し、多様な人材の参入を促進する。
⑥ 事業内容	訪問介護分野における介護人材のすそ野の拡大を推進するため、生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	○地域の企業等の退職セミナー等で参加の呼びかけを行い、介護職員初任者研修や生活援助従事者研修を実施し、研修修了者に対して介護施設・事業者とのマッチング支援を実施。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県、市区町村(民間団体への委託可)
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	8. 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業 イ 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算 (平成26年度以前は緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施)
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール: <a href="mailto:kaigomokuhvo@mhlw.go.jp">kaigomokuhvo@mhlw.go.jp</a> (内線: 2849)
⑤ 事業目的	介護職の入職・離職の理由を見ると、入職時は「やり甲斐」重視、離職時は「法人の経営理念への不満」の割合が多いという傾向が見られ、入職後のイメージと現実のギャップが大きいため、入職前後のギャップ解消に取り組む必要がある。 また、地域包括ケアの構築のためには、都道府県の中でも人口減少や他地域への人材流出が進む圏域（離島・過疎地等の特別地域加算、中山間地域加算の対象地域のうち特に人材確保が困難な地域等。以下「過疎地域等」という。）では、他地域から人材を呼び込むための広域的な対策を進める必要がある。
⑥ 事業内容	若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、 ・求人側への訪問等による求人条件の改善指導 ・求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示 ・入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付を行うための経費に対し助成する。  また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からのI・U・Jターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	○都道府県福祉人材センター等への求職者に対する、合同就職説明会の実施 ○キャリア支援専門員（※）による相談、的確な求人情報の提供、入職後のフォローアップ相談の実施 ※ 社会保険労務士、一般企業で労務管理を担当していた者又は介護施設・事業所でシフト管理等を行っていた者であり、現役を引退したもの等を想定 ○過疎地域等での合同就職説明会の実施によるUターン、Iターン、Jターン促進、過疎地域等での体験就労のための旅費・就職支度金（敷金・礼金相当）の支援
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県、福祉人材センター等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	8. 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業 □ 介護現場における多様な働き方や常勤化導入支援事業
③ 基金開始時期	令和3年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール：kaigomokuhyo@mhlw.go.jp (内線：2849)
⑤ 事業目的	生産年齢人口の減少が本格化していく中、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、主に、多様な人材層（若者・女性・高齢者）をターゲットとした多様な働き方・柔軟な勤務形態（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制のほか登録ヘルパー等の短時間勤務を行っている介護職員が本人の希望に応じて常勤職員となるための支援等）による効率的・効果的な事業運営を実践するために必要な経費に対して助成する。
⑥ 事業内容	<p>本事業は、原則として以下の内容をすべて行うものとする。</p> <p>(1) 地域の特性を踏まえた介護助手や季節限定労働者等、多様な人材を効率的に呼び込むとともに、OJT等により育成する手法の検討</p> <p>※外国人労働者の雇用手続等についての助言を得るため、コンサルタント等を活用することも可</p> <p>(2) 多様な人材の参入・定着を目的とし、多様な働き方・柔軟な勤務形態の導入に必要な職場環境整備や、リーダー的介護職員育成等の取組</p> <p>※ 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドラインを踏まえ、外部コンサルタントや職能団体、事業者団体等による助言を得ながら実施すること。</p> <p>また、以下の視点を取り入れ事業内容に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダー的介護職員等の人材育成（マネジメント、認知症の症状や終末期の看取りへの対応、地域包括ケアを見据えた多職種連携等）やキャリアパスの明確化（介護助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ等）</li> <li>・利用者の重度化予防、自立支援（状態変化への気づき、コミュニケーション等）</li> <li>・介護職員のキャリア、専門性に応じたサービス提供体制のもとでの、多様な人材によるチームケアの実践（清掃、配膳、見守り等の周辺業務と専門性の高い業務との切り分け等業務分担の整理、能力に応じた業務への適切な配置等専門性の高い人材が能力を最大限に発揮できる仕組みの構築、利用者の自立支援</li> <li>・満足度等サービスの質向上への取組、多職種連携の深化、その他必要な職場環境の整備</li> </ul> <p>(3) 一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討</p> <p>(4) その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組。</p>
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	⑥事業内容のとおり。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県、市町村、介護事業者等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	<p>本事業は、別に定める「介護現場における多様な働き方や常勤化導入支援事業の実施について」の別紙「介護現場における多様な働き方や常勤化導入支援事業実施要綱」に基づき、実施するものとする。</p> <p>職員等の給与とその他それに類する人件費及び手当等は本事業の対象とはしない。</p>

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	8. 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業 ハ 介護助手等普及推進事業
③ 基金開始時期	令和4年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	介護分野への参入のハードルを下げ、更なる介護人材を確保・支援する観点から、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材を、介護事業所とマッチングする仕組みを構築する。
⑥ 事業内容	都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員」を配置、あるいは介護助手等普及推進に係る業務を外部に委託して、市町村の福祉部局や市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行うとともに、介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行うことにより、都道府県福祉人材センターの各地域における活動を強化するために必要な経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	○介護事業所への介護助手等に関するセミナーの実施 ○個々の介護事業所への介護助手等の導入に向けた助言 ○介護助手等として働く高齢者が、介護助手等としての就労の魅力を発信 ○市町村の福祉部局や市町村社会福祉協議会等から、介護助手等の福祉分野への就職を希望する者を、都道府県福祉人材センターに繋げる経路の構築
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県、福祉人材センター等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	・本事業は、都道府県福祉人材センターの本来業務として実施する場合には、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用するものとする。 ・「(8)ロ 介護現場における多様な働き方や常勤化導入支援事業」で介護助手に関する取組が実施される場合、当該取組に伴って発生する介護助手の person 費は本事業の対象として差し支えない。 (ただし、同事業の補助対象経費と本事業における介護助手の person 費に相当する補助対象経費の合計額が同事業の別で定める補助上限額の範囲内である場合に限り)

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	9. 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業 イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業
③ 基金開始時期	平成30年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の習得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。
⑥ 事業内容	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修（介護に関する入門的研修）を実施し、事前の周知から研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	○地域の企業等の退職セミナー等で参加の呼びかけを行い、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修修了者に対して介護施設・事業者とのマッチング支援を実施。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県、市区町村（民間団体への委託可）
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区 分	参入促進
② 事業名	<p>9. 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業</p> <p>イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業 (旧：ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業)</p>
③ 基金開始時期	平成27年度補正予算
④ 担当係	<p>社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係</p> <p>メール：<a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)</p>
⑤ 事業目的	<p>介護人材の確保に取り組むため、介護未経験の中高齢者をはじめとした地域住民の参入促進を進める。</p>
⑥ 事業内容	<p>社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。</p>
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>○ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等の連携する協議会等の設置。</p> <p>○中高年齢者を労働者として受け入れる際の介護事業者に求められる環境整備（業務フローの改善、人事労務管理制度の再考など）の支援</p> <p>○介護職として従事する際に必要となる基礎的な知識・技術を学ぶための入門的な研修や職場体験の実施</p> <p>○ハローワーク、人材センター等と連携した中高年齢者と事業所のマッチング。</p>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	介護事業者等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	9. 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業 <input type="checkbox"/> 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業
③ 基金開始時期	令和2年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhvo@mhlw.go.jp">kaigomokuhvo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	平成30年度から、介護に関する入門的な知識・技術を習得する研修（入門的研修・3～21時間）を実施しているが、これに加えて、特に元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナー（1～2時間）を実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する。
⑥ 事業内容	元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	介護分野への参画のきっかけとなるセミナーを企業の退職前セミナーや地域の高齢者等向けイベント等と併せて実施し、セミナー受講者に対して介護施設・事業者とのマッチング支援を実施。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県、市町村（民間団体への委託可）
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	9. 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業 ハ 介護の周辺業務等の体験支援事業
③ 基金開始時期	令和元年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhvo@mhlw.go.jp">kaigomokuhvo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	介護人材に求められる機能の明確化やキャリアパスの実現のため、介護職がキャリアに応じて利用者に対するケアや業務に専念できるよう、介護職の役割を明確にし、利用者に直接関わらない業務を多様な人材が担っていけるような取組を推進する。
⑥ 事業内容	介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体的介護以外の支援（清掃、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やOJT研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	体験的職場研修にかかる経費や、業務の切り分け、アクティブシニア等向けの指導等を行うアドバイザーの派遣経費に対する助成
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	介護施設・事業所
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	10. 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業
③ 基金開始時期	平成年30年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
	社会・援護局福祉基盤課外国人介護人材受入企画調整係 メール： <a href="mailto:gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp">gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp</a> (内線：2844)
⑤ 事業目的	若者世代に対して、将来、介護現場を担ってもらえるよう介護の専門性や意義などを伝達する。また、今後増加することが予想される外国人留学生に対して日本語学習等を行うことにより、質の高い介護人材の養成を推進する。
⑥ 事業内容	介護福祉士養成施設において、若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の実施として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校や高校への出前講座等の実施 養成施設の学生が在籍していた中学校や高校を中心に、介護に関する教育機関として、介護の専門性や意義などを伝達するための出前講座の実施などの取組を推進。 取組にあたっては、介護施設・事業所と連携し、介護の仕事内容ややりがいなどのPRも実施。</li> <li>○留学生に対する日本語学習等の充実 カリキュラム外の時間において、留学生への日本語学習支援（介護現場で使用する専門用語）や地域との交流を通じた日本文化の学習、介護の専門知識等を強化するための指導を実施。</li> <li>○国内の日本語学校等に通う留学生を対象としたPRを実施。 ※訪日前の留学希望者へのPRは対象外（外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業の対象）。</li> </ul>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	介護福祉士養成施設等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	○留学生への支援に関する照会は外国人介護人材受入企画調整係に連絡すること。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	1 1. 外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業 イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業
③ 基金開始時期	平成30年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課外国人介護福祉士支援係 メール： <a href="mailto:gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp">gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp</a> (内線：2844)
⑤ 事業目的	介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を經由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部を助成することにより、介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的とする。
⑥ 事業内容	介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意思のある留学生※ <sub>1</sub> に対し、学費や生活費などを給付等する介護施設等※ <sub>2</sub> に対して、当該給付等に係る経費の一部を助成する。  ※1…介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学学生及び介護福祉士養成施設在学学生。なお、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了するものであること。 ※2…所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	以下の経費が対象となる。  ・日本語学校の学費※ <sub>1</sub> 、居住費などの生活費※ <sub>2</sub> ・介護福祉士養成施設の学費※ <sub>1</sub> 、入学準備金、就職準備金、介護福祉士試験受験対策費用、居住費などの生活費※ <sub>2</sub>  ※1…「学費」と別に「施設利用料」や「実習費」等が設定されていて、これらの費用も含めて給付等が行われている場合、都道府県が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。 ※2…通学や通勤のための交通費等についても、都道府県が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県(都道府県が適当と認める団体に委託することは可能)。また、市区町村への補助により実施することも可能。
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	・事業内容の詳細は「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」等の実施について」の別紙1「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業実施要綱」(1 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業)を参照すること。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	1 1. 外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業 □ 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業
③ 基金開始時期	平成30年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課外国人介護福祉士支援係 メール： <a href="mailto:gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp">gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp</a> (内線：2844)
⑤ 事業目的	介護福祉士養成施設への留学を希望する者（以下「留学希望者」という。）と介護福祉士養成施設、または介護分野の特定技能により日本の介護現場での就労を希望する者（以下「特定技能就労希望者」という。）と介護施設等とのマッチングを適切に行う。具体的には、マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供することにより、留学希望者や特定技能就労希望者の円滑な受入支援体制を構築することを目的とする。
⑥ 事業内容	マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する。また、現地（海外）での合同説明会の開催等を行う。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>マッチング支援を行う団体が実施する次の経費について補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の介護施設等に情報提供するため、留学希望者や特定技能就労希望者等に関する情報収集のための送り出し国への渡航費、現地滞在費、通訳費</li> <li>・マッチング支援を必要とする管内の介護施設等及び介護福祉士養成施設に関する情報収集に必要な経費</li> <li>・留学希望者や特定技能就労希望者等に、介護施設等や介護福祉士養成施設の情報を提供するために必要な経費（合同説明会の開催経費や日本の介護に関するPR動画の作成経費等）</li> </ul> <p>※従前より「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業」において、留学生向けのPRとして海外での説明会の開催などを補助により実施していた場合は、引き続き、本事業において対象として差し支えない。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により帰国困難な技能実習生や他分野で就労継続困難となった技能実習生等が、特定技能による就労を目指すことを目的として、管内の介護施設等とのマッチングを行うための情報収集や説明会等を実施する場合は、特例的に対象経費に含めることが可能である。（技能実習「介護」からの移行や特定技能「介護」で就労する者が別の介護施設等に転職を行うための取組は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチング支援を推進することを目的として設置する協議体の運営に必要な経費</li> <li>・その他マッチング支援に必要な経費</li> </ul>
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県（都道府県が適当と認める団体に委託又は補助することは可能）。また、市区町村への補助により実施することも可能。
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	・事業内容の詳細は「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」等の実施について」の別紙1「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業実施要綱」（2 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業）を参照すること。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	1 2. 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業 イ 福祉系高校修学資金貸付事業
③ 基金開始時期	令和3年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課資格試験係 メール: jinzaishikaku@mhlw.go.jp (内線: 2845)
⑤ 事業目的	今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの(以下「福祉系高校」という)に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸し付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。
⑥ 事業内容	○本貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりである。 1 貸付対象者は福祉系高校に在学する者とする。 2 貸付期間は、福祉系高校に在学する期間とする。 3 修学資金の貸付上限額は次の(1)から(4)の合算額以内とする。 (1)修学準備金 30,000円以内(入学時の貸付けに限る) (2)介護実習費 30,000円以内(一年度当たり) (3)国家試験受験対策費用 40,000円以内(一年度当たり) (4)就職準備金 200,000円以内(卒業時の貸付けに限る)  ○貸し付けした修学資金は、介護福祉士の資格取得後、3年間介護等の業務に従事したときは、返還が全額免除される。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	上記⑥のとおり
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県または都道府県が適当と認める団体 ただし、本事業は、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知)の第1の2に掲げる「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」と一体的に実施するため、当該事業の実施主体と必ず同一とすること。
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	・事業内容の詳細は「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」(社援基発0507第1号令和3年5月7日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)の別紙1「福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱」を参照すること。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	1 2. 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業 □ 介護分野就職支援金貸付事業
③ 基金開始時期	令和3年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課資格試験係 メール: <a href="mailto:jinzashikaku@mhlw.go.jp">jinzashikaku@mhlw.go.jp</a> (内線: 2845)
⑤ 事業目的	介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金の貸し付けを実施し、迅速に新たな人材を確保することを目的とする。
⑥ 事業内容	<p>貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりである。</p> <p>1 貸付対象者は、次の(1)及び(3)の基準を下回らない範囲で、都道府県知事が定める基準の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者</p> <p>(2) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設、訪問事業若しくは通所事業を実施する事業所に、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者として就労した者若しくは就労を予定している者</p> <p>(3) 介護分野就職支援金利用計画書を提出した者</p> <p>2 貸付額は、介護職員等として就職する際に必要となる経費とする(最大200,000円)</p> <p>○貸し付けした支援金は、2年間介護職員等として業務に従事したときは、返還が全額免除される。</p>
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	上記⑥のとおり
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県または都道府県が適当と認める団体
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	・事業内容の詳細は「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」(社援基発0507第1号令和3年5月7日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)の別紙2「介護分野就職支援金貸付事業実施要綱」を参照すること。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進										
② 事業名	13. 共生型サービスの普及促進に関する事業										
③ 基金開始時期	令和4年度当初予算										
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課基準第二係 メール <a href="mailto:shinkou-kijun1@mhlw.go.jp">shinkou-kijun1@mhlw.go.jp</a> (内線: 3987)										
⑤ 事業目的	<p>○ 共生型サービスは、平成30年に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくなる</li> <li>・障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくなる</li> </ul> <p>ことを目的とした指定手続きの特例として設けられた。</p> <p>○ 共生型サービスの実施により、以下の実現が可能であるが、制度開始から8年が経過する現在においても、共生型サービスの指定を受ける事業所は非常に少ない。</p> <p>＜共生型サービスの実施により実現できること＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。</li> <li>②人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。</li> <li>③各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。</li> </ol> <p>○ このため、各都道府県において、共生型サービス創設の目的をふまえ、普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行う。</p>										
⑥ 事業内容	<p>○ 共生型サービス（共生型介護保険サービス・共生型障害福祉サービス）の普及促進のため、都道府県・市区町村における以下の取組等に必要な経費に対して助成する。</p> <p>＜共生型サービス普及にあたって実施が想定される取組＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">想定される取組（例）</th> <th style="text-align: center;">取組の詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案</td> <td>課題把握や計画作成に必要な調査・委員会等を実施。</td> </tr> <tr> <td>② 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催</td> <td>共生型サービスを知らない事業所や、サービス開始を検討しているが何から取りかかればよいかわからない事業所を対象に、相談会・研修会等を開催し、制度創設の経緯・役割、対象サービス、指定や提供継続において必要とされるポイント、各サービスの基準・報酬体系、申請書類の作成方法、実際の提供事例等を提示。</td> </tr> <tr> <td>③ 共生型サービス事業所等への見学会の開催</td> <td>共生型サービスの開始によりこれまでサービス提供の対象としていなかった利用者を受け入れたら、報酬請求等新たな事務手続きを行うことが必要となることについて不安や疑問を持っている事業所に対し、共生型サービス事業所等の見学会を実施。</td> </tr> <tr> <td>④ 介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催</td> <td>介護保険サービス利用者は介護支援専門員、障害福祉サービス利用者は相談支援専門員がサービス計画作成を行うことから、両者を対象とする意見交換会を開催することで、連携を促進。</td> </tr> </tbody> </table>	想定される取組（例）	取組の詳細	① 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案	課題把握や計画作成に必要な調査・委員会等を実施。	② 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催	共生型サービスを知らない事業所や、サービス開始を検討しているが何から取りかかればよいかわからない事業所を対象に、相談会・研修会等を開催し、制度創設の経緯・役割、対象サービス、指定や提供継続において必要とされるポイント、各サービスの基準・報酬体系、申請書類の作成方法、実際の提供事例等を提示。	③ 共生型サービス事業所等への見学会の開催	共生型サービスの開始によりこれまでサービス提供の対象としていなかった利用者を受け入れたら、報酬請求等新たな事務手続きを行うことが必要となることについて不安や疑問を持っている事業所に対し、共生型サービス事業所等の見学会を実施。	④ 介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催	介護保険サービス利用者は介護支援専門員、障害福祉サービス利用者は相談支援専門員がサービス計画作成を行うことから、両者を対象とする意見交換会を開催することで、連携を促進。
想定される取組（例）	取組の詳細										
① 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案	課題把握や計画作成に必要な調査・委員会等を実施。										
② 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催	共生型サービスを知らない事業所や、サービス開始を検討しているが何から取りかかればよいかわからない事業所を対象に、相談会・研修会等を開催し、制度創設の経緯・役割、対象サービス、指定や提供継続において必要とされるポイント、各サービスの基準・報酬体系、申請書類の作成方法、実際の提供事例等を提示。										
③ 共生型サービス事業所等への見学会の開催	共生型サービスの開始によりこれまでサービス提供の対象としていなかった利用者を受け入れたら、報酬請求等新たな事務手続きを行うことが必要となることについて不安や疑問を持っている事業所に対し、共生型サービス事業所等の見学会を実施。										
④ 介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催	介護保険サービス利用者は介護支援専門員、障害福祉サービス利用者は相談支援専門員がサービス計画作成を行うことから、両者を対象とする意見交換会を開催することで、連携を促進。										
⑦ 事業例	上記⑥のとおり。										
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県（都道府県が適当と認める団体に委託することは可能）。また、市区町村への補助により実施することも可能。										
⑨ 特記事項	なし										

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	14. 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業
③ 基金開始時期	令和7年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課基準1係 メール： <a href="mailto:shinkou-kijun1@mhlw.go.jp">shinkou-kijun1@mhlw.go.jp</a> (内線：3983)
⑤ 事業目的	本事業は、都道府県が行う介護人材確保のための協議会の設置及び運営に必要な支援を行うとともに、各地で開催する求職者向けのイベントにおいて、訪問介護をはじめとする介護の仕事の魅力の発信や職場体験・職場見学等を通じた介護現場の具体的な情報提供等を行う取組を推進することにより、採用のミスマッチを防止しつつ、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保及び定着を図ることを目的とする。
⑥ 事業内容	都道府県の介護保険部局が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等の職員で構成される介護人材確保のための連携協議会を設置・運営する取組や、管内各地域のハローワークや介護事業所等が協力して行う介護分野の求職イベント等の実施を支援する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護人材確保のための連携協議会の設置及び運営</li> <li>○介護人材確保に関する求職向けのイベントの実施支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・求職者向けのイベントの目標設定、年間開催計画の策定、企画立案、実施</li> <li>・公共職業安定所との連携</li> <li>・求職イベントの主催者への開催支援</li> <li>・地域の介護事業者への参加要請</li> <li>・広報活動の展開（厚生労働省の各種広報資料の活用）</li> <li>・参加者からのフィードバックの収集、イベントの質の向上</li> </ul> </li> <li>○その他介護人材の確保・定着に必要と考えられる支援</li> </ul>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県。（社会福祉法人等のほか、都道府県等が適当と認める民間団体に、本事業の全部又は一部を委託することができる。
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	事業内容の詳細は「介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化の実施について」の別紙「事業実施要綱」を参照すること

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	15. 訪問介護事業所等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援事業
③ 基金開始時期	令和8年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課基準1係 メール: <a href="mailto:shinkou-kijun1@mhlw.go.jp">shinkou-kijun1@mhlw.go.jp</a> (内線: 3983)
⑤ 事業目的	介護分野に限らず様々な業種で人材確保が課題となる中で、訪問介護等の深刻な人手不足に対応し、在宅で暮らす高齢者の生活を継続的に支える観点から、地域のボランティア組織や福祉的就労機関、民生委員や家政婦(夫)、退職後の高齢者、学生・若者など地域の多様なリソースを地域の支援体制に組み込み、訪問介護等におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進することで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の維持・強化を図ることを目的とする。
⑥ 事業内容	訪問介護員等の業務の一部又は全部について、家政婦(夫)、家政士、就労支援事業所等、ボランティア組織、学生・若者等(以下、「家政婦(夫)等」)などの地域の多様な人的資源へのタスクシェア・タスクシフトを推進するために必要となる協働モデルの構築や役割分担ルールの策定等について支援する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>(ア) 地域支援・マッチング支援に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家政婦(夫)等との協働モデルの構築に伴うコーディネーター配置に係る費用等</li> </ul> <p>(イ) 事業に関する説明会の実施に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業に関する説明会等の実施に係る講師への旅費・謝金、会場の使用料、広報に係る費用等</li> </ul> <p>(ウ) 実証事業の実施に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の役割分担ルール策定のための実証事業におけるサービス提供に係る費用、参加者(家政婦(夫)等)への謝金等</li> <li>・ 地域住民を含めた地域の多様な主体が参画する先進的な生活支援体制の構築に資する調査研究に係る費用</li> <li>・ 訪問介護事業所等におけるサービス提供の効率化・安定化に関する効果検証に係る費用等</li> </ul> <p>(エ) ICT等の連携基盤整備に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家政婦(夫)等とのマッチング支援(人材バンクの整備等)に係るICT等の連携基盤整備に係る費用</li> <li>・ 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携体制の構築に係る費用</li> </ul> <p>(オ) 効果検証・報告支援に係る経費</p> <p>(カ) 研修受講や研修体系の構築に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護や介護予防・日常生活支援総合事業の従前相当サービスにおける生活援助に従事するに当たって必要な介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の受講に係る費用や、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動Aにおける緩和した資格要件に必要な研修体系の構築及び受講に係る費用等</li> </ul>
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県(社会福祉協議会や福祉人材センター等への委託可能)
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	家政婦(夫)等が行う身体介護や生活援助の業務を介護保険又は介護予防・日常生活支援総合事業のサービスとして提供する場合は、介護保険法及びその関連通知等に定める基準等を満たす必要がある点に留意すること。 事業内容の詳細は「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の実施について」(令和7年12月25日老発1225第5号厚生労働省老健局長通知)の別紙「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」)」及び「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ&A(令和7年12月26日)」を参照すること。 なお、交付額については、実施要綱の「5. 補助基準額」を上限とすること。

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	16. 通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の支援事業
③ 基金開始時期	令和8年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課基準1係 メール: <a href="mailto:shinkou-kijun1@mhlw.go.jp">shinkou-kijun1@mhlw.go.jp</a> (内線: 3983)
⑤ 事業目的	訪問介護事業所の休止・廃止により、特に人口減少が進む中山間地域等において、地域内に訪問介護サービスを提供する事業所が1か所も存在しない地域が生じている。 一方、これらの地域には通所介護事業所等が残存している場合が多く、こうした既存の事業所の役割の多機能化(訪問機能の追加)を支援することで、地域における在宅介護のインフラを効率的かつ迅速に再構築し、将来にわたって安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保を図っていくことを目的とする。
⑥ 事業内容	訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進するため、訪問機能の導入に必要なアドバイザーの派遣等経費や必要な備品の購入経費等の初期費用に加えて、一定期間の経営安定化の支援に必要な経費を対象とする。 なお、訪問機能の追加とは、指定訪問介護のほか、基準該当サービスや離島等相当サービスとして指定訪問介護に相当するサービスを提供する事業所を併設する場合を含む。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	【対象経費の例】 (ア) 訪問機能の導入に向けた伴走支援に係る経費 ・ 訪問介護事業所の指定取得や、人員基準を満たすために必要な人材の育成など、訪問機能の導入を支援するアドバイザー(訪問介護の管理者経験者等を想定)の配置に係る費用、報酬及び事業所までの交通費等  (イ) 訪問機能の導入に係る経費 ・ 電動自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用 ・ 事業所のホームページの改修や、地域住民等への広告に係る費用 ・ 新たに訪問介護員等を配置するために必要な採用に係る費用や、初任者研修の受講に係る費用  (ウ) 訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費 ・ 訪問機能の導入から収入の安定が見込まれるまでの期間(※)、訪問1回につき定額の補助を行うための費用(※)訪問回数が300回/月に達するまで(導入後6か月間を上限とする)
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	【対象事業所の要件】 訪問介護事業所が1か所もない地域又は必要なサービス提供が困難な状況(提供回数や移動距離等を勘案)にある地域に所在する通所介護事業所等  事業内容の詳細は「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の実施について」(令和7年12月25日老発1225第5号厚生労働省老健局長通知)の別紙「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」)」及び「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ&A(令和7年12月26日)」を参照すること。 なお、事業所ごとの交付額については、実施要綱の「5. 補助基準額」を上限とすること。

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	参入促進
② 事業名	17. 人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の支援事業
③ 基金開始時期	令和8年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課基準1係 メール：shinkou-kijun1@mhlw.go.jp（内線：3983）
⑤ 事業目的	人口規模が小さく、介護ニーズが限定的な中山間・人口減少地域等においては、安定的な経営に必要な利用者数の確保が難しく、事業者の新規参入が進みにくい状況にある。こうした地域においては、画一的な人員配置基準に縛られることなく、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となるサテライト（出張所）の設置が有効と考えられるが、制度の認知不足や初期費用の負担が障壁となり、全国的な普及には至っていない。このため、これらの障壁の解消を図るため、拠点設置時の初期費用等に対する支援措置を講じることにより、サテライトの設置を促進し、訪問介護サービスの提供体制の維持・確保を図っていくことを目的とする。
⑥ 事業内容	中山間地域や離島等の人口減少地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となる訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置を推進するため、サテライトの設置に必要なアドバイザーの派遣等に係る経費や備品の購入経費等の初期費用に加えて、一定期間の経営の安定化の支援に必要な経費を対象とする。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	【対象経費の例】 (ア) サテライトの設置に向けた伴走支援に係る経費 ・ 管内事業所に対するサテライト設置の要件に関する説明会実施に係る費用 ・ サテライトの設置に関する要件や手続き等を整理したガイドラインの配布等に係る費用 ・ 事業者向け説明会や相談窓口の設置、アドバイザー（サテライトを実施している事業者の職員を想定）を派遣した伴走支援などに関する費用  (イ) サテライトの設置に係る経費 ・ 備品（机、椅子、パソコン、通信機器等）購入費用 ・ 訪問用自転車など移動手段の確保に係る費用 ・ サテライトを設置する土地や建物等の賃借に係る一時金（敷金、礼金等）  (ウ) サテライト設置後の一定期間（※）の経営安定化の支援に係る経費 ・ サテライトを設置する土地や建物等の賃借料 ・ 職員がサテライトに勤務するための交通費（離島等への船代含む）やガソリン代、宿泊料等に係る費用 （※）設置後6ヶ月間を上限とする。
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	なお、サテライトの設置にあたっては、介護保険最新情報Vol.1455「訪問介護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置について」を参照するほか、本体の事業所とサテライトの間の距離が遠距離の場合等には、業務の効率化や効果的な連携体制確保の観点から、ICT機器やケアプランデータ連携システムの活用について、十分な検討を行うこと。  【対象地域の要件】 中山間地域等・離島等地域を基本としつつ、別途協議により、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とする。  事業内容の詳細は「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の実施について」（令和7年12月25日老発1225第5号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」）」及び「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ&A（令和7年12月26日）」を参照すること。 なお、事業所ごとの交付額については、実施要綱の「5. 補助基準額」を上限とすること。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	18. 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算 (平成26年度以前は緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施)
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	<p>現在、介護職員の平均勤続期間は全産業平均と比較して約半分程度となっており、主として将来のチームマネジメントを担うことが想定される中堅層の介護職員に対するキャリアパスを支援し、定着促進や現場のリーダー等の育成による介護サービスの質の向上を図る。</p> <p>また、介護業界には、介護職員の技術向上やキャリアパスの構築が困難な事業者が多く、小規模事業者が共同で人材育成を進める事例の普及を図り、将来的な法人統合・グループ化等による規模拡大に向けた契機とする。</p>
⑥ 事業内容	<p>中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。</p> <p>さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。</p> <p>また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。</p>
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>○中堅職員向けのチームリーダーとして必要となるマネジメント研修に係る経費を支援し、受講者の負担軽減を図る（支援対象となる介護事業所に対し、研修修了後の職員の処遇や育成方針等を研修受講者に明示する等の条件を付す。）。</p> <p>○喀痰吸引等研修、サービス提供責任者研修等に係る経費を支援し、受講者の負担軽減を図る。</p> <p>○介護福祉士養成施設や福祉系高校の講師により、主としてOJTによる人材育成が困難な小規模事業者の介護職員に対する介護技術等の再確認等のための研修を実施。</p> <p>○各事業所におけるキャリアパスの的確な運用を図るための研修経費を支援する。</p> <p>○小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築支援。</p>
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	介護施設、事業所等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	<p>○過去に補助事業であったが一般財源化された研修事業は基金事業対象外とする。 例：認知症介護実践研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修等（他メニューにおいても同様。）</p> <p>○認知症ケア関連の研修のうち、「23. 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等」で対象となる研修（認知症介護基礎研修、認知症対応型サービス事業管理者研修等）については、「23. 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等」を活用すること。</p> <p>○介護支援専門員の法定研修（介護支援専門員実務研修・介護支援専門員専門研修・介護支援専門員再研修・介護支援専門員更新研修・主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修）については「18 ハ 介護支援専門員資質向上事業」を活用すること。</p> <p>○「地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項」の4（5）において医療と介護の双方にまたがる人材確保に関する事業についてはいずれかに計上することが示されているが、介護分に計上した理由が単に介護サービス（訪問看護ステーションなど）の利用に止まる場合、医療分の基金計画に計上していただくことにしている。</p>

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区 分	資質の向上
② 事業名	<p>18. 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業</p> <p>□ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業</p>
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算
④ 担当係	<p>老健局認知症施策・地域介護推進課人材研修係</p> <p>メール: <a href="mailto:shinkou-jinzai@mhlw.go.jp">shinkou-jinzai@mhlw.go.jp</a> (内線: 3936)</p>
⑤ 事業目的	<p>介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。</p>
⑥ 事業内容	<p>介護キャリア段位は、介護職員の「できる(実践スキル)」を全国共通のものさしで評価し、事業所・施設の介護力の「見える化」を推進し、キャリアアップの仕組みを構築することで介護職員の定着と新規参入を促進するため、平成24年度に創設されたものである。</p> <p>介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費を支援する。</p>
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>介護事業所が所属するアセッサー講習対象職員をアセッサー講習に受講させるために負担する講習料に対し、支援を実施する。</p>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	介護施設・事業所
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	18. 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 ハ 介護支援専門員資質向上事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課人材研修係 メール: <a href="mailto:shinkou-jinzai@mhlw.go.jp">shinkou-jinzai@mhlw.go.jp</a> (内線: 3936)
⑤ 事業目的	介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。 また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。
⑥ 事業内容	介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費や、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対する資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	① 介護保険制度の基本理念である自立支援、公正中立等の理念を徹底し、専門職としての専門性の向上や、地域づくりや地域の介護支援専門員の人材育成等の役割を果たす専門職の養成を図ることを目的とし、介護支援専門員資質向上事業(法定研修)として以下の研修を実施。 ・ 介護支援専門員実務研修 ・ 介護支援専門員専門研修 ・ 介護支援専門員再研修 ・ 介護支援専門員更新研修 ・ 主任介護支援専門員研修 ・ 主任介護支援専門員更新研修  ② 地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して、小規模事業所の初任段階の介護支援専門員に対して、実地で指導・支援を行う研修の実施。  ③ ケアプラン点検に主任介護支援専門員が同行することで、指導・点検を受ける介護支援専門員の資質向上と、指導・点検を行う主任介護支援専門員の指導力向上を支援。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	① 都道府県、研修実施機関 ②～③ 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	19. 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業
③ 基金開始時期	平成27年度補正予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	<p>喀痰吸引等の医療的ケアを実施することのできる介護職員を養成していくことは、医療と介護双方のニーズを併せ持つ要介護高齢者に対するサービスの質の向上はもとより、介護職員のキャリアパスにも資するものと考えられる。</p> <p>こうした観点から、地域で医療的ケア研修機会の更なる確保を進めるため、登録研修機関の初度経費について支援を行い、医療的ケア研修の受け皿の拡大を進める。</p>
⑥ 事業内容	<p>医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。</p>
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>登録研修機関を新たに開設する場合に登録研修期間の要件を満たすために必要となる器具等の購入や指導者養成研修等にかかる経費の助成する。</p>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県、喀痰吸引等登録研修機関等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	<p>指導者養成研修等にかかる費用について、新規に登録研修機関を開設する際の初度経費にあたらぬ場合、「18イ.多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」に計上すること。</p>

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区 分	資質の向上
② 事業名	20. 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業
③ 基金開始時期	令和元年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	代替要員の確保が困難なため、外部研修等への参加が困難な場合が多いことを踏まえ、出前研修を実施することにより、資質の向上の支援を図る。
⑥ 事業内容	研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対して助成する。(他の事業で助成される経費を除く。)
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	介護事業所、養成施設等の研修実施機関が、介護事業所等に研修講師を派遣し、研修を実施。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	介護施設・事業所
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	21. 各種研修に係る代替要員の確保対策事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算 (平成26年度以前は緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施)
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	<p>介護人材の定着（量的確保）とスキルアップ（質的確保）を図るためには、生涯にわたり学び続けることのできる環境の構築が必要。しかしながら、介護現場では人材不足感が高まり、研修機会を与えることのできる人的余裕がない場合も多い。他方、今後、複雑化・高度化する介護ニーズに適切に対応するため、喀痰吸引、認知症ケアなど多様なニーズに対応することが介護職員には求められる。</p> <p>このため、介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための支援を行う。</p>
⑥ 事業内容	<p>介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。</p>
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>対象となる研修（実務者研修、介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修、認知症ケアに携わる介護従事者の研修等）</p> <p>※介護事業所は研修修了後の職員の処遇や育成方針等を研修受講者に明示する等の条件を付すほか、代替職員の介護サービス事業への継続的参入を図るため、紹介予定派遣の活用や試用期間としての雇用を推奨することを検討。</p>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	介護施設・事業所等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区 分	資質の向上
② 事業名	22. 潜在介護福祉士等の再就業促進事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算 (平成26年度以前は緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施)
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール : <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線 : 2849)
⑤ 事業目的	潜在介護福祉士の再就業を促進し、介護職の中核的な役割を担うことが期待される介護福祉士を確保することで、質の高い介護サービスの提供を図る。
⑥ 事業内容	潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	○潜在介護福祉士の介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再認識するための研修の実施。 ○潜在介護福祉士の、介護現場から離れていたことへの不安感を払拭すること等を目的とした職場体験の実施。
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	福祉人材センター等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	22. 潜在介護福祉士等の再就業促進事業 (旧: 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業)
③ 基金開始時期	平成27年度補正予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール: <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線: 2849)
⑤ 事業目的	介護職員の離職に関する実態を調査し、離職に至る理由の把握や再就職支援に資する情報の入手を目的とする。
⑥ 事業内容	離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	離職した介護職員を対象に、離職理由などの実態把握のための調査を実施。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	23. 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課認知症施策推進係 メール： <a href="mailto:ninchisyo@mhlw.go.jp">ninchisyo@mhlw.go.jp</a> (内線：3973)
⑤ 事業目的	市町村が地域支援事業の包括的支援事業として配置が義務づけられる「認知症初期集中支援チーム員」や「認知症地域支援推進員」、また、市町村が実施する認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業にて配置が義務づけられる「チームオレンジコーディネーター」等も含めた認知症ケア人材の総合的な育成を推進することによる介護人材の確保を目的とする。
⑥ 事業内容	イ. 介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。 ロ. チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	(1) 介護サービス事業所の管理者等に対して、必要な知識や技術を習得するための研修を実施 (2) かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を習得し、かかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医を養成するなどの研修を実施 (3) 認知症初期集中支援チーム員に対して、必要な知識や技術を習得するための研修を実施 (4) 認知症地域支援推進員に対して、必要な知識や技術を習得するための研修を実施 (5) BPSDの背景要因を踏まえたケアに関する研修 (6) チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための研修を実施 <span style="float: right;">等</span>
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県(委託可)
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	24. 地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業
③ 基金開始時期	令和4年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課認知症施策推進係 メール：ninchisyo@mhlw.go.jp (内線：3973)
⑤ 事業目的	<p>共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)において、認知症の人が、認知症の容態の変化に応じたすべての期間を通じて本人主体の医療・介護を受けることができるよう、医療・介護等の質の向上を図るとされているが、初期集中支チームの稼働状況や認知症ケアパスの策定状況、認知症カフェの設置状況、認知症ケアに関する各種研修の実施状況等については、地域で格差が生じているところ。</p> <p>そのため、各地域の認知症施策の充実・質の向上を図る観点から、各都道府県において計画的に認知症施策の充実・質の向上を図ることを目的とする。</p>
⑥ 事業内容	都道府県が共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)に関連する認知症施策について、地域における施策の実施状況等を踏まえたうえで、計画的に取組の充実や質の向上を図るために必要な経費に対し助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>○ケアパス未作成の自治体に対し作成を推進するために必要な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が主導して、2次医療圏域ごとに地域の介護・医療従事者等の関係者を集めて行う研修会や連携会議の設置に要する経費</li> <li>・自治体を跨いだケアパスの作成に要する経費</li> </ul> <p>○ケアパスを既に作成しているが、活用出来ていない自治体が内容や活用方法の見直しを行うために必要な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例の収集、周知のために必要な経費</li> <li>・講師招聘経費</li> </ul> <p>○認知症カフェが未設置自治体に対する設置を推進するための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症地域支援推進員等への各種研修の経費</li> <li>・地域において認知症カフェの運営者となりえる法人等(介護事業者等)に対する説明会等の制度周知のための取組に必要な経費</li> </ul> <p>○ 活動実績が低調な市町村を集めた集団研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師招聘経費</li> </ul> <p>○ その他、勉強会、会場借り上げ経費 等</p>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	25. 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算
④ 担当係	<p>(1) (2) 老健局認知症施策・地域介護推進課地域包括ケア推進係・生活支援サービス係・地域支援事業係 メール：<a href="mailto:hokatsu-care@mhlw.go.jp">hokatsu-care@mhlw.go.jp</a> (内線：(1)3982 (2)3986)</p> <p>(3) 老健局老人保健課医療・介護連携係 <a href="mailto:masuda-emina.ig4@mhlw.go.jp">masuda-emina.ig4@mhlw.go.jp</a> <a href="mailto:sakamoto-yuu.y03@mhlw.go.jp">sakamoto-yuu.y03@mhlw.go.jp</a> メール：<a href="mailto:katou-shouko.9r1@mhlw.go.jp">katou-shouko.9r1@mhlw.go.jp</a> (内線：3872、3866、3993)</p>
⑤ 事業目的	<p>2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれ、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて地域包括ケアシステムを作り上げていく必要がある。地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材育成等のほか、それを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材の資質向上に資することを事業の目的とする。</p>
⑥ 事業内容	<p>上記の事業目的を達成するため、地域の実情に応じ、以下の事業をメニューとして実施する</p> <p>(1) 地域包括支援センター機能強化推進事業 (2) 生活支援コーディネーター養成研修事業 (3) 医療・介護連携を推進するための人材の資質向上研修</p>
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>(1) 地域包括支援センター機能強化推進事業</p> <p>①市町村へ広域支援員・専門職を派遣しP D C Aの指導等を実施 ②地域包括支援センターの機能強化を図るための研修実施 (ヤングケアラーも含めた家族介護者支援研修の実施等) ③市町村において機能強化の試行事業を実施し、成功事例を県内で共有</p> <p>(2) 生活支援コーディネーター養成研修事業</p> <p>○研修を開催</p> <p>(例) 【1日目】講義(介護保険制度等、生活支援サービスについて、コーディネーターの役割)、演習・グループワーク 【2日目】講義(生活支援ニーズの把握、地域課題の把握・資源開発)、演習・グループワーク</p> <p>(3) 医療・介護連携を推進するための人材の資質向上研修</p> <p>①地域の診療所、薬局、看護小規模多機能型居宅介護事業所や訪問看護、通所・訪問リハビリテーション事業所等の専門職等を対象に資質向上のための研修を実施 ②地域の医療従事者等を対象に有識者を派遣し、資質向上のための支援を実施</p>
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	<p>(1) 地域包括支援センター機能強化推進事業</p> <p>○都道府県(広域支援・専門職派遣による指導・助言、市町村にはノウハウのない最新施策に係る研修)</p> <p>(2) 生活支援コーディネーター養成研修事業</p> <p>○都道府県</p> <p>(3) 医療・介護連携を推進するための人材の資質向上研修</p> <p>○都道府県・市町村※規模が大きな市町村であって、周辺の市町村と合同で実施(広域支援・有識者等派遣による指導・助言、市町村にはノウハウのない専門的な施策に係る研修)</p>
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	<p>○「基金留意事項通知(課長通知)」では、「医療と介護の双方にまたがる人材確保に関する事業については、当該事業の目的を整理した上で、医療又は介護いずれかに計上」する取扱となっているが、本事業を活用することが可能。</p>

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	26. 権利擁護人材育成事業 イ 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課認知症施策推進係 メール： <a href="mailto:ninchisyo@mhlw.go.jp">ninchisyo@mhlw.go.jp</a> (内線：3973)
⑤ 事業目的	今後、高齢化に伴い、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるようにすることが重要であるため、認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材の確保を目的とする。
⑥ 事業内容	認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護の人材の育成を総合的に推進する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	以下の取組を総合的に行うことを通じて、権利擁護人材の資質向上を図る。 (1) 権利擁護人材の養成研修 成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等の支援を行う「生活支援員」及び成年後見制度の下で、身上保護等の支援を行う「市民後見人」の養成研修等を実施する。 (2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制 養成研修修了者が市民後見人として活動するためには、同研修を修了するだけでなく、家庭裁判所から後見人として選任されるための資質の担保が必要となる。このため、単に養成研修を実施するだけでなく、家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導を行うなど権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制を構築することにより、市民後見人等の資質向上を継続的にフォローアップする。 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等の専門職との連絡会議の開催など専門職との連携体制を構築することにより、専門職からのバックアップなどを通じた事案解決能力の向上を図る。
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	市町村
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	26. 権利擁護人材育成事業 <input type="checkbox"/> 介護相談員育成に係る研修支援事業
③ 基金開始時期	令和2年度当初予算
④ 担当係	老健局高齢者支援課予算係 メール： <a href="mailto:kourei-yosan@mhlw.go.jp">kourei-yosan@mhlw.go.jp</a> (内線：3926)
⑤ 事業目的	介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護サービス相談員を育成するための研修費用について助成し、都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備する。
⑥ 事業内容	都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護サービス相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>○都道府県（市町村も可）が実施する介護サービス相談員に関する研修（※）に要した会場使用料等に対して助成</p> <p>○ボランティアの養成に取り組む公益団体が実施する介護サービス相談員に関する研修（※）を、介護サービス相談員として活動するのに相応しい人格と熱意を有していると認める者に受講させるために、都道府県（市町村も可）が要した旅費・受講料等に対して助成</p> <p>（※）介護サービス相談員に関する研修          ①新任研修（新規受講）②更新研修（登録後毎年受講）③主任研修（一定期間活動後、指導的立場の者）</p>
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県・ボランティアの養成に取り組む公益団体等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区 分	資質の向上
② 事業名	27. 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算
④ 担当係	老健局老人保健課介護予防係 (内線：3947) メール： <a href="mailto:roukenkayobou@mhlw.go.jp">roukenkayobou@mhlw.go.jp</a>
⑤ 事業目的	介護予防を推進する観点から指導者的立場となる専門職種を育成することを目的とする。
⑥ 事業内容	都道府県又は市町村単位の県医師会又は郡市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、専門職種に対して研修等を実施
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	リハビリテーション関連団体
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	28. 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業
③ 基金開始時期	令和2年度第3次補正予算
④ 担当係	老健局老高齢者支援課施設係・予算係 (内線: 3926) メール: <a href="mailto:kiban-seibi@mhlw.go.jp">kiban-seibi@mhlw.go.jp</a> <a href="mailto:kourei-yosan@mhlw.go.jp">kourei-yosan@mhlw.go.jp</a>
⑤ 事業目的	介護施設等における防災リーダー(介護施設等における防災対策の中心となる職員を指し、役職等を問わない)の養成等
⑥ 事業内容	都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や公益団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講支援のほか、都道府県における介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口を設置するために必要な経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>【事業イメージ】</p>
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県 (公益団体等への委託も可能)
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	本事業の研修や相談窓口については、令和3年度から導入した介護版EMIS(イーミス)や令和3年度報酬改定に伴うBCP(業務継続計画)の作成等に関する介護施設等に対する支援としても、効果的かつ効率的であると考えられることから、本事業の積極的な実施をお願いする。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	29. 外国人介護人材研修支援事業
③ 基金開始時期	令和5年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課外国人介護福祉士支援係（内線：2844） メール： <a href="mailto:gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp">gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp</a>
⑤ 事業目的	外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修を実施するとともに、一定の介護技能等を有する外国人介護人材に対する資質向上支援を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。
⑥ 事業内容	都道府県の（１）～（３）の取組にかかる経費に対して助成。 （１）介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象にした集合研修等の実施 （２）外国人介護人材受け入れ施設等職員を対象にした研修の実施 （３）研修講師の養成研修の実施
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	（１）介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象にした集合研修等の実施（研修内容例） ・介護技能の向上 ・研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容 等  （２）外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施（研修内容例） ・外国人介護人材を受け入れるにあたり施設等において必要な準備 ・外国人介護人材が安心して就労することができるサポートの在り方 ・円滑にコミュニケーションを図る方法 ・文化・風習への配慮事項 ・介護技術の指導方法 ・外国人介護人材受入事例の紹介 等  （３）研修講師の養成研修の実施（研修内容例） ・上記の（１）又は（２）の研修を適切に実施するための知識・技術の習得等
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県（都道府県が適当と認める団体に委託することは可能。市区町村への補助により実施することも可能。）
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	事業内容の詳細は「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「外国人介護人材研修支援事業」等の実施について」の別紙1「外国人介護人材研修支援事業実施要綱」を参照すること。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	資質の向上
② 事業名	30. 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
③ 基金開始時期	令和5年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課外国人介護福祉士支援係（内線：2844） メール： <a href="mailto:gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp">gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp</a>
⑤ 事業目的	経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者に対して、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援等を行うことで、介護福祉士国家試験に合格できるようにすることを目的とする。
⑥ 事業内容	外国人介護福祉士候補者の受入施設における、就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習、介護分野の専門知識の学習、学習環境の整備、喀痰吸引等研修の受講、研修を担当する者の活動に要する経費について補助。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>(1) 就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費</p> <p>(2) 就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費</p> <p>(3) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費</p>
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	都道府県（市区町村への補助により実施することも可能）
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	事業内容の詳細は「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「外国人介護人材研修支援事業」等の実施について」の別紙2「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要綱」を参照すること。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区 分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	3 1. 介護職員長期定着支援事業 イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業
③ 基金開始時期	令和2年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	都道府県において、介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うとともに、必要に応じて、都道府県労働局等への紹介、弁護士や社会保険労務士等の専門家による助言を得て、介護職員の離職を防止する。
⑥ 事業内容	介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>【相談窓口の設置】</p> <p>○相談窓口には、介護業務の経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラーなどの専門の相談員を配置し、次のような方法により相談を受け付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門の相談員による窓口での相談（来所）</li> <li>・ 電話による相談</li> <li>・ メール・SNSによる24時間相談受付</li> <li>・ 施設・事業所に対する出張相談</li> <li>・ 弁護士や社会保険労務士等の専門家による相談（外部委託等）</li> </ul> <p>※相談内容が個別労働紛争の場合は、都道府県労働局の相談窓口を紹介。</p> <p>※相談内容が利用者からのハラスメントの場合は、相談者の同意を取ったうえで、事業所の管理者や利用者等と調整するなど必要に応じて介入することも想定。</p> <p>【相談窓口の普及】</p> <p>○相談窓口の専用ダイヤル、メール相談のアドレス等をポスター、リーフレット、携帯カード等により周知</p> <p>○相談窓口の特設サイトを開設し、相談内容や解決策を提示</p>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	3 1 . 介護職員長期定着支援事業 □ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業
③ 基金開始時期	令和2年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課基準第一係 メール : <a href="mailto:shinkou-kijun1@mhlw.go.jp">shinkou-kijun1@mhlw.go.jp</a> (内線 : 3983)
⑤ 事業目的	<p>現役世代の急速な減少が生じる中、誰もが安心して活躍できる就業環境を整備することが大変重要であることから、介護現場で発生しているハラスメントについて対策を講ずるために、平成30年度にマニュアルを作成し、令和元年度は、自治体や介護事業者が活用可能な研修・相談支援の手引きを作成した。</p> <p>さらに、令和2年度は、マニュアルや手引きの解説への理解を深めるため、介護現場でのハラスメント等の発生までの経緯やその後の対応、事例から学べる対策等を整理した事例集を作成した。</p> <p>本事業では、マニュアルで示した対策や研修など、自治体や事業所によるハラスメント対策が促進されることを目的とする。</p>
⑥ 事業内容	<p>介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、ハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。</p>
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>ハラスメント対策を講じるために要する以下の費用</p> <p>○ハラスメント実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の実施や内容を検討するために都道府県等が行う管内の実態調査</li> </ul> <p>○各種研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県等、又は事業者が行うハラスメント対策研修</li> <li>・都道府県等が行うヘルパー補助者(後述)のための研修</li> </ul> <p>○リーフレットの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に配布するハラスメント防止のためのリーフレット作成費</li> </ul> <p>○弁護士相談費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント防止条項を重要事項説明書へ入れるなど法律の専門家に相談する費用</li> </ul> <p>○ヘルパー補助者同行事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパー補助者として同行する者(有償ボランティア等を想定)への謝金</li> </ul> <p>※ 補助者については、ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得る必要があるため、研修受講(県その他の団体による実施)を要件とするとともに、自治体や事業所等への登録制とする。</p> <p>※ また、有償ボランティアに限らず、訪問介護員、この他介護支援専門員や看護師等の専門職が同行する場合であっても、補助対象として差し支えない。なお、これらの場合にあつては、自治体による研修受講を要しないこととするとも差し支えない。</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の設置や、安全対策に係る費用の助成など、ハラスメント対策の為に行う事業で都道府県が認めるもの</li> </ul>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県、市区町村、介護事業者団体、介護事業所 (民間団体等への委託可)
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区 分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	3 1. 介護職員長期定着支援事業 ハ 若手介護職員交流推進事業
③ 基金開始時期	令和2年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	一定区域の若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を確認するなどの取組を推進することにより、若手介護人材の離職を防止し、職場定着を図る。
⑥ 事業内容	若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>【入職時のネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業所単位を超えた合同入職式の開催（グループワーク等も実施）</li> <li>・経験年数の高い先輩介護職員との交流会の開催</li> <li>・所属する事業所外の施設見学や職場体験</li> </ul> <p>【入職3年程度の若手介護職員のネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入職3年目等の節目に、施設・事業所単位を超えた交流会の開催（グループワーク等も実施）</li> <li>・若手介護職員による介護技術コンテストの開催</li> <li>・若手介護職員の出身校の学生に対して、合同で介護の魅力をPR 等</li> </ul> <p>※ 基金における「地域における介護のしごと魅力発信事業」と組み合わせて実施することが考えられる。</p>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区 分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	32. 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図る。
⑥ 事業内容	介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	新人職員に対する定着支援のためのエルダー、メンター制度などを整備しようという意欲のある事業者に対し、ロールモデルの提供や効果を教え、制度構築につなげるための研修を実施。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県、福祉人材センター等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	33. 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業
③ 基金開始時	平成27年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	介護人材確保においては、参入促進を図り求職者に選ばれる業界へ転換を図るのみならず、介護職員が安心して働き続けられる環境整備が重要であるが、介護職員の離職の契機は法人のマネジメントに起因するものが多い。また、介護現場では近年多様なICTを活用したシステムが開発されているものの、普及が進んでいない。このため、具体的な雇用管理改善の取組みを進めることが重要。
⑥ 事業内容	○介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進 ○女性が働き続けることのできる職場づくりの推進 ○ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。 なお、情報共有のためのPCやモバイル機器の購入費用については、本事業の対象としていない。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	○管理者・介護職員に対する労働関係法規、休暇・休職制度や各種助成制度の理解による雇用管理改善の取組み促進のための合同説明会の実施（各種制度の理解・活用による環境改善）。 ○女性が働きやすい職場づくりのための相談やコンサルティング経費の支援(育児休業制度・短時間勤務制度の構築、復職時研修の実施、法人全体の管理職登用等の計画・実績を徴求することを検討)。 ○利用者情報のケアの内容や申し送り事項を随時システム登録し訪問介護員間で共有する（定期巡回サービスや複合型サービスにおいても、訪問先でタブレット端末によりリアルタイムの情報共有が可能）ことによる事務負担軽減事例や、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報を管理し、シフト管理を行う訪問介護員の事務負担軽減や利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービスを提供している事例等、ICTを活用したベストプラクティス普及のための合同説明会の実施。 ○キャリア支援専門員が介護事業所へ個別訪問し、管理者に対する労働関係法令の理解促進や人事マネジメントの構築のための相談・指導を実施
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	介護施設・事業所等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	33. 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 ロ 介護テクノロジー導入支援事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算 (令和6年度に「介護ロボット導入支援事業(H27～)」、「ICT導入支援事業(R1～)」を統合し、「介護テクノロジー導入支援事業」として創設)
④ 担当係	老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室 企画調整係 メール: <a href="mailto:kaigoseisansei_hojokin@mhlw.go.jp">kaigoseisansei_hojokin@mhlw.go.jp</a> (内線: 3876)
⑤ 事業目的	介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。 職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。
⑥ 事業内容	(1) 介護テクノロジーの導入支援 「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等(カタログ方式(※)により補助対象の判定)を導入する際の経費を補助する。 (2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援 「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合に必要な経費を補助する。 (3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、(1)～(2)により介護テクノロジーを導入する場合は、以下のア又はイに掲げる支援を受けることを要件とし、必要な経費を補助する。
⑦ 事業例	⑥事業内容のとおり。
⑧ 主な事業対象実施者(予定)	介護事業所・介護施設等(介護保険法に基づく全サービス事業所及び老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホームを対象とする)
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	・原則として令和7年度補正予算「介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業」を活用すること。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	<b>33. 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業</b> ハ 介護生産性向上推進総合事業
③ 基金開始時期	令和元年度当初予算
④ 担当係	老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室 <b>介護テクノロジー係</b> (内線：3875) メール： <a href="mailto:kaigoseisansei_hojokin@mhlw.go.jp">kaigoseisansei_hojokin@mhlw.go.jp</a>
⑤ 事業目的	<b>今後、高齢化や人口減少が進み、サービス需要も大きく変化していく中、介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、地域の支援機関等と連携の上、地域の実情に応じ、その変化に対応した支援が求められる。</b> このため、都道府県が主体となって、生産性向上に資するワンストップ型の <b>相談窓口「介護生産性向上総合相談センター」</b> の設置、関係機関との協議会（介護現場革新会議）の実施等の取組を実施するための経費に対して支援を行う。
⑥ 事業内容	都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、 <b>介護テクノロジー</b> 、その他生産性向上に関する取組を実施する他、人材確保や <b>経営支援</b> に関する各種 <b>機関・事業</b> 等とも連携の上、介護事業者等に対し、ワンストップ型の支援を実施する。  【実施事項】以下の経費の一部を補助 ( (1) 及び (2) の実施が要件。 ) (1) 介護現場革新会議の開催 (2) 介護生産性向上総合 <b>相談センター</b> の設置 (3) <b>介護現場革新会議における議論に基づき実施する事業</b>  ※要件等については「「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の一部改正等について」（令和7年6月12日老高発0612第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）の別紙2を参照（ただし令和8年度に改正予定）。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	(1) 介護現場革新会議の開催 <b>生産性向上等の取組を戦略的に推進するための、地域の関係者を含めた協議体である介護現場革新会議を実施し、KPIの設定や見直しを行うとともに、進捗状況等をもとに地域における課題や課題解決に向けた方策等について議論する。</b> (2) 介護生産性向上総合 <b>相談センター</b> の設置 以下の事業(①～⑥)を行うものとし、その事業の実施に必要な経費の一部を補助の対象とする。 ①介護現場における <b>生産性向上等</b> の取組に関する研修会 ② <b>生産性向上等</b> に取り組む介護事業者等に対する専門家の派遣 ③ <b>介護事業所等</b> からの <b>生産性向上等</b> の取組等に関する相談対応等 ④ <b>介護テクノロジー等</b> の機器展示 ⑤ <b>介護テクノロジー等</b> の試用貸出 ⑥ <b>他の機関とのつなぎ連携</b>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	33. 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 二 介護事業所における両立支援等環境整備事業
③ 基金開始時期	令和2年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課予算係 メール： <a href="mailto:shinkou-yosan@mhlw.go.jp">shinkou-yosan@mhlw.go.jp</a> (内線：3935)
⑤ 事業目的	○近年、家族等の介護を行いながら仕事をする者や、出産後も退職せず育児を行いながら仕事をする者が増加している。 ○また、介護事業所では、職員のうち女性の割合が多い (※) ことから特に女性が働きやすい職場環境や、新しく採用された若者が安心して働き続けられる職場環境の整備により、参入促進と長期的な定着を図っていく必要がある。 ※全体では「男性」が21.4%、「女性」が78.5% (平成30年度介護労働実態調査) ○このため、介護事業所で働く職員の、①出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、②女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するための取組を支援する。
⑥ 事業内容	介護事業所で働く職員の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別の事業所への助言等を行うための経費に対して助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	○両立支援等の実施状況に係る実態調査 対策の実施を検討するために都道府県等が行う管内の実態調査 ○各種研修 都道府県等が行う両立支援等に係る研修 ○両立支援等に向けた普及啓発 介護事業所の取組促進に向けたリーフレット作成等 ○両立支援等の職場環境構築に向けた助言等 (例) 厚生労働省が推進する以下のマークの取得促進や有効活用に向けた助言等 ・トモニン、くるみん、えるぼし、ユースエール ○両立支援等環境整備の為にを行う事業で都道府県が認めるもの
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県 (委託可)
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	34. 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業
③ 基金開始時期	平成27年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	日本再興戦略においては、2020年の25歳～44歳の女性就業率を73%にする(2012年68%)ことが目標とされている。介護事業はもともと女性比率の高い職場であるものの、介護福祉士の離職理由の上位には出産・育児との両立が挙げられており、離職中であるが復帰意欲のある者の復帰希望時期については末子の年齢が高いほど早期復帰を希望する傾向にあるなど、働きながら子育てのできる環境の構築を進める必要がある。
⑥ 事業内容	介護施設・事業所の職員のための保育施設等の運営(複数の介護事業者による共同実施も含む)経費に対し助成(他制度(※)において支援を受けている者は除く。)する。 ※例えば、両立支援等助成金、仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育事業助成金)など。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	介護施設内保育施設の運営費(人件費、備品等)に対して助成する。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	介護施設・事業所等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	受入については地域の実情に応じて柔軟に対応可(小学校低学年の学童など)

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	35. 介護サービス事業者等の職員に対する子育て支援（ベビーシッター派遣、介護職員の代替要員の派遣等）事業
③ 基金開始時期	平成29年度当初予算 （平成28年度は介護保険事業費補助金により実施）
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課予算係（内線：3935） メール： <a href="mailto:shinkou-yosan@mhlw.go.jp">shinkou-yosan@mhlw.go.jp</a>
⑤ 事業目的	介護従事者は、残業や夜勤等が多く、共働きや子育てとの両立に苦慮していることを理由に退職する事例が多いため、ベビーシッターをはじめとする児童の預かりサービスの利用を促進して、介護従事者の負担軽減を図ることにより、仕事と子育ての両立支援による離職防止、就労の継続、待遇改善等を推進する。
⑥ 事業内容	介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業者等がその費用の一部を負担する際の補助を行う。
⑦ 事業例 （事業の取り組み例）	未就学児童等を持つ子育て中の介護職員を対象として、ベビーシッターの利用割引券を配付する場合の費用の助成を行う。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県（委託可）
⑨ 特記事項 （事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載）	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	35. 介護サービス事業者等の職員に対する子育て支援（ベビーシッター派遣、介護職員の代替要員の派遣等）事業 （旧子育て支援のための代替職員のマッチング事業）
③ 基金開始時期	平成27年度補正予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係 メール： <a href="mailto:kaigomokuhyo@mhlw.go.jp">kaigomokuhyo@mhlw.go.jp</a> (内線：2849)
⑤ 事業目的	介護人材（介護福祉士）の離職事由の上位である「結婚、出産・育児」のための対策について、介護施設・事業所内保育施設の整備・開設・運営の一体的な支援に加え、本事業を創設。
⑥ 事業内容	介護分野で短期間・短時間で勤務することが可能な人材のステーションをつくり、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングを行う「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し、助成する。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	地域に介護分野で短期間・短時間で勤務することが可能な人材のステーション（民間の人材派遣会社、福祉人材センター等へ委託）をつくり、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズ（育児休暇・短時間勤務制度等の活用、夜勤への配慮、朝夕の勤務時間変更等）に応じてマッチングを行う。
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	民間人材派遣会社、福祉人材センター等
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	36. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業
③ 基金開始時期	令和2年度当初予算
④ 担当係	社会・援護局福祉基盤課外国人介護福祉士支援係 メール： <a href="mailto:gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp">gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp</a> (内線：2844)
⑤ 事業目的	外国人介護人材を受入れる(予定を含む)介護施設等(以下「外国人介護人材受入施設等」という。)において、外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。 また、外国人留学生在が在籍する介護福祉士養成施設において、留學生に適切な教育を行うための教員の質の向上に資する研修や介護福祉士試験対策として必要な取組を行うことにより、留學生に質の高い教育を提供し、介護福祉士試験に合格できるよう支援することを目的とする。
⑥ 事業内容	外国人介護人材受入施設等の(1)から(3)の取組にかかる経費の一部を補助することができる。また、介護福祉士養成施設等の(4)の取組にかかる経費について補助等を行うことができる。 (1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組 (2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組 (3) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組 (4) 介護福祉士養成施設等に在籍する留學生への教育の質の向上に必要な取組
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	(1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組 ・雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費 ・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費 ・外国人介護職員の日本語学習の支援(日本語講師による教育等)に必要な経費 ・外国人介護職員受入施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費 ・その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費 等  (2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組 ・外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費 ・その他外国人介護職員が介護福祉士の資格取得に必要と考える経費 等  (3) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組 ・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費 ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な取組 ・その他外国人介護職員の生活支援に必要と考える経費 等  (4) 介護福祉士養成施設等に在籍する留學生への教育の質の向上に必要な取組 ・留學生向けの介護福祉士試験対策教材の作成に必要な経費 ・留學生の指導方法等に関する教育の手引きの作成に必要な経費 ・教員が異文化理解の教育・研修を受講するために必要な経費 ・その他留學生への教育の質の向上に必要と考える経費 等 (※留學生に対する課外授業の実施に必要な経費を除く。)
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県とする。また、市区町村への補助により実施することも可能とする。上記(4)の取組については、介護福祉士養成施設への補助又は別の機関への委託による実施も可能。
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	・事業内容の詳細は「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「外国人留學生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」等の実施について」の別紙2「外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要綱」を参照すること。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	37. 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
③ 基金開始時期	令和7年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課基準1係 メール： <a href="mailto:shinkou-kijun1@mhlw.go.jp">shinkou-kijun1@mhlw.go.jp</a> (内線：3983)
⑤ 事業目的	人材不足が喫緊の課題である訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ）サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組を、地域の特性や事業所規模等に応じてきめ細かく支援することで、訪問介護等サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図り、地域における必要な在宅介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。
⑥ 事業内容	地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、研修体制づくりやホームヘルパーへの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組とあわせて、経営改善に向けた取組について、事業所規模や地域の特性に合わせた支援を行う。
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人材確保体制構築支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修体制の構築の支援</li> <li>・中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援</li> <li>・経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援</li> <li>・その他人材確保体制構築に必要な支援</li> </ul> </li> <li>○経営改善支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善の支援</li> <li>・登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援</li> <li>・小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援</li> </ul> </li> </ul>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県。(社会福祉法人等のほか、都道府県等が適当と認める民間団体に、本事業の全部又は一部を委託することができる。)
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	事業内容の詳細は「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の実施について」(令和7年12月25日老発1225第5号厚生労働省老健局長通知)の別紙「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」)」及び「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ&A(令和7年12月26日)を参照すること。 なお、事業所ごとの交付額については、実施要綱の「5. 補助基準額」を上限とすること。

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	労働環境・処遇の改善
② 事業名	38. 地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業
③ 基金開始時期	令和8年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課人材研修係 メール： <a href="mailto:shinkou-jinzai@mhlw.go.jp">shinkou-jinzai@mhlw.go.jp</a> (内線：3936・3877)
⑤ 事業目的	<p>介護支援専門員の役割の重要性が増大している一方で、介護支援専門員の人数が減少傾向にあり、高齢化も進んでいることから、利用者のために質の高いケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員がケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務負担を軽減しつつ、なり手を確保していくことが必要である。</p> <p>このため、介護支援専門員の人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や業務負担軽減のための取組、事業所の経営改善に向けた取組など、都道府県が地域の実情に応じた最適な支援策を柔軟に実施できるように、地域のケアマネジメント提供体制の確保に向けた総合対策を行うことを目的とする。</p>
⑥ 事業内容	<p>地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、①中山間・離島等地域における採用活動や「潜在ケアマネジャー」の復職等の支援など、人材確保に資する取組や、②事業所内のタスクシフト支援やシャドウワークに関する相談窓口の創設など、業務負担軽減支援に資する取組、③専門家の派遣による経営改善や利用者確保等のための広報活動に関する支援など、事業所の経営改善に資する取組に必要な経費に対し助成する。</p>
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	<p>(1) 介護支援専門員人材確保支援事業 ア 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援 イ 「潜在ケアマネジャー」の復職支援 ウ その他人材確保支援に必要な支援</p> <p>(2) 介護支援専門員業務負担軽減支援事業 ア 事業所内のタスクシフト支援 イ シャドウワークに関する相談窓口の創設支援 ウ シャドウワークに関するつなぎ先の創設支援 エ その他業務負担軽減に必要な支援</p>
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県(社会福祉法人等のほか、都道府県等が適当と認める民間団体に、本事業の全部又は一部を委託することができる。)
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	<p>事業内容の詳細は「地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業の実施について」(令和8年1月27日老発0127号第2号厚生労働省老健局長通知)の別紙「地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業実施要綱」を参照すること。</p> <p>なお、交付額は、当該実施要綱の3の(1)介護支援専門員人材確保支援事業、(2)介護支援専門員業務負担軽減支援事業及び(3)居宅介護支援事業所等経営改善支援事業合わせて1都道府県あたり3,000万円を上限とする。</p>

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業内容

① 区分	離島中山間地域
② 事業名	39. 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業
③ 基金開始時期	令和2年度当初予算
④ 担当係	老健局認知症施策・地域介護推進課予算係 メール： <a href="mailto:shinkou-yosan@mhlw.go.jp">shinkou-yosan@mhlw.go.jp</a> (内線：3935)
⑤ 事業目的	人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進。
⑥ 事業内容	人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招へい、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。 ※補助率、補助単価については都道府県が設定 ※②については、介護職員のほか、介護支援専門員等、介護の現場に従事する者は対象として差し支えない
⑦ 事業例 (事業の取り組み例)	①離島等の外からの就職を支援するため、引越等に係る費用等を助成 ○地域外から介護事業所・施設に就職するために必要な費用（赴任旅費、引越・転入費用、短期間の体験就労等） ○地域外での採用活動（就職説明会等） ○先進自治体等からのアドバイザー招へい等  ②離島等の地域外からの講師招へいや地域外での研修受講を支援（研修受講の障壁となっている旅費、宿泊費等）  ③離島等において、公共交通機関だけでは移動が困難な場合については、高齢者の移動を支援する担い手の確保を支援 ○高齢者の移動を支援する団体の立ち上げ、移動支援の担い手養成研修、運転に係る講習受講、福祉有償運送の実施に係る手続きの助言等
⑧ 主な事業対象 実施者(予定)	都道府県（委託可）、市町村（委託可）
⑨ 特記事項 (事業実施のうえでの課題、留意事項、類似の補助事業等あれば記載)	①の費用助成について ・人件費、家賃などのランニングコストは対象外。1回の渡しきりの費用を想定。 ・都道府県や市町村が直接実施する場合、事業所経由ではなく対象となる者へ直接助成を行うことも可能。